

# 保有個人情報の開示等の実施及び審査基準に関する内規

令和4年6月1日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第171号

最新改正 令和6年4月1日

## (目的)

第1条 この内規は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づく保有個人情報の開示請求に関わる手続に必要な事項、及び開示決定等に係る審査基準を定めることを目的とする。

## (個人情報保護窓口)

第2条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の保有する個人情報の開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者(以下「開示請求者等」という。)に対する情報の提供や開示請求者等の利便を図るため、本部総務部総務課、大阪本部海外ビジネス推進課、アジア経済研究所研究企画部研究企画課及び貿易情報センター(以下「事務所等」という。)に個人情報保護窓口を置く。

2 個人情報保護窓口においては、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 機構の保有する保有個人情報について、開示請求、訂正請求及び利用停止請求(以下「開示請求等」という。)に関する相談及び案内並びに情報提供に関すること。
- 二 個人情報ファイル簿の閲覧に関すること。
- 三 機構が保有する保有個人情報の開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付事務に関すること。
- 四 当該事務所等が保有する保有個人情報の開示の実施に関すること。

3 本部における個人情報保護窓口では、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 機構の保有する保有個人情報の開示の実施に関すること。
- 二 機構の保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)に係る総合的な調整に関すること。

## (主管課等)

第3条 開示請求者等が必要とする情報や開示請求等の対象である保有個人情報を保有する課等(個人情報保護規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第50号)第3条第十七号に規定する課等をいう。)は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 保有個人情報の検索及び特定に関すること。
- 二 行政機関、独立行政法人等への事案の移送に関すること。
- 三 保有個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定、その他法に定める決定(以下「決定等」という。)の期限の延長に関すること。
- 四 保有個人情報の決定等に係る第三者に対する意見の聴取に関すること。
- 五 保有個人情報に係る決定等及び開示請求者等に対する連絡に関すること。
- 六 保有個人情報の開示等の実施に関すること。
- 七 法に基づく異議申立て等に関すること。

## (保有個人情報の開示の実施の方法)

第4条 文書又は図画(第4項に該当するものを除く。)は、当該文書又は図画をもって閲覧に供する。

2 文書又は図画(第4項に該当するものを除く。)の開示の実施方法は、次に定める方法(第二号又は第三号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り。)とする。

- 一 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
- 二 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 三 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に限る。次項第三号ホにお

いて同じ。)に複写したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、それぞれ各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 前号イからハまでに掲げる方法

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示請求手数料の額)

第5条 開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、次の各号のいずれかの方法によって納付しなければならない。

一 機構が指定する銀行口座又は郵便貯金口座への振込み

二 個人情報保護窓口へ直接来訪して請求する場合にあつては、現金による納付

4 前項第一号の場合において、開示請求者は、銀行口座又は郵便貯金口座への振込み票を、提出する開示請求書に添付しなければならない。

5 保有個人情報の開示を受ける者は、送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則として郵便切手で納付するものとする。

(保有個人情報)

第6条 この内規において保有個人情報とは、法第60第1項の保有個人情報をいい、これに該当するか否かの判断に際しての基本的な考え方は、別添1に示すとおりとする。

(開示の原則)

第7条 機構は開示請求があつた場合において、第8条から第14条までに定める場合を除き、開示請求をした者に対し、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)を原則とする。

(不開示情報が記録されている場合)

第8条 機構は、開示請求に係る保有個人情報が法第78条各号の不開示情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合は、第14条又は第15条による場合を除き、当該保有個人情報を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)

をする。開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2に示すとおりとする。

(保有個人情報を保有していない場合)

第9条 機構において開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、機構は不開示決定をする。

(開示請求の対象が訴訟等に関するものである場合)

第10条 開示請求の対象となる保有個人情報が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物であること等を理由として法が適用されないものである場合においては、機構は不開示決定をする。

(保有個人情報が特定できない場合)

第11条 開示請求に係る法第77条第1項の開示請求書に形式上の不備がある場合であって、機構が同条第3項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合は、機構は不開示決定をする。

(他の法令による開示の実施との調整)

第12条 開示請求に係る保有個人情報に関し、他の法令の規定により法第87条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の時期が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第4条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を準用する。

(移送の決定をすべき場合)

第13条 法第85条の規定により事案を他の独立行政法人等及び行政機関の長に移送するときは、機構は開示請求者に対しその旨を書面により通知し、移送後は当該他の独立行政法人等及び行政機関の長に対し、開示の実施等に関し必要な協力を行うものとする。

(部分開示)

第14条 機構は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を不開示決定することとし、その他の部分についてのみ開示する旨の決定をする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添3に示すとおりとする。

(裁量的開示)

第15条 機構は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示するものとする。この場合において、当該保有個人情報を開示するかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添4に示すとおりとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、機構は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

(訂正の原則)

第17条 機構は訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行う旨の決定を原則とする。決定の判断に際しての基本的な考え方は、別添5に示すとおりとする。

(利用停止の原則)

第18条 機構は利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う旨の決定を原則とする。決定の判断に際しての基本的な考え方は、別添6に示すとおりとする。

(内規の閲覧)

第19条 この内規は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、個人情報保護窓口に備え置き、一般の閲覧に供する。

附 則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

保有個人情報に該当するか否かの判断基準

1. 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

(1) 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

(2) 法人等及び外国人に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

(3) 「他の情報と容易に照合することができる」場合

「他の情報と容易に照合することができる」とは、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の法人や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

(4) 死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。

2. 個人識別符号とは

「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 次に掲げる特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則(以下「個情委規則」という。)で定める基準に適合するもの。

- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋

(2) 次に掲げる個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- イ 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第一号の旅券の番号
- ロ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- ハ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第一号の免許証の番号

ニ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第十三号に規定する住民票コード

ホ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

ヘ 番号法(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

ト 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個情委規則で定める文字、番号、記号その他の符号であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証、介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証のいずれかのもの。

(3) その他前各号に準ずるものとして個情委規則で定める文字、番号、記号その他の符号

### 3. 保有個人情報とは

(1) 「保有個人情報」とは、機構の役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、法人が保有しているもののうち、法人文書に記録されているものをいう。

(2) 「役職員が職務上作成し、又は取得した」とは、役職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

(3) 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

(4) 「法人が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している)状態をいう。したがって、例えば、法人が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

(5) 個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの(口頭によるもの等)があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。その上で、法に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、情報公開法との整合性を確保する観点から、法人文書に記録されているものに限ることとしている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を法人文書の定義から除いている。法は、保有個人情報を法人文書に記録されている個人情報に限っているため、これら官報等に記録されている個人情報は保有個人情報に該当しないこととなる。

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するか否かの判断基準

1. 開示の基本的な考え方

開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各項目に掲げる情報(以下この中において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2. 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とする。

3. 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人(第三者)に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とする。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

- ① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの
- ② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記(1)の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除くこととする。

- ① 法令の規定(※1)により又は慣行として開示請求者が知ることができ(※2)、又は知ることが予定されている(※3)情報

(※1) 何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

(※2) 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(※3) 実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知られることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照ら

して通例知らされるべきものと考えられることをいう。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

③ 公務員等(※1)の職及び職務の遂行に係る情報(※2)(※3)

(※1) 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(※2) 公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。

(※3) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第二号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

④ 機構において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、機構により作成され、又は機構が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

#### 4. 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

(1) 法人その他の団体(※1)に関する情報(※2)又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次の①又は②に該当するものは、不開示情報とする。

(※1) 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

(※2) 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利(※1)、競争上の地位(※2)その他正当な利益(※3)を害するおそれ(※4)があるもの

(※1) 信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

(※2) 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(※3) ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(※4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあつて、その権利利益にも様々なものがあるため、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

② 機構の要請(※1)を受けて(※2)、開示しない(※3)との条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例(※4)として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること(※5)が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(※1) 法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、機構が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(※2) 機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があつた情報であつても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないと条件が提示され、機構において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(※3) 法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の目的以外の目的には利用しないと条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(※4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

(※5) 開示しないと条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないと条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

## 5. 審議、検討等に関する情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### (1) 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関(※1)、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議(以下「審議等」という。)に関する情報(※2)であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に(※3)損なわれるおそれ(※4)、不当に(※3)国民の間に混乱を生じさせるおそれ(※5)又は特定の者に不当に(※3)利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ(※6)がある情報は、不開示情報となる。

(※1) 国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

(※2) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は機構が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(※3) 審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(※4) 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

(※5) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

(※6) 尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

### (2) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかを検討するものとする。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

## 6. 事務又は事業に関する情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) 機構が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- (2) 機構が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- (3) 監査(※1)、検査(※2)、取締り(※3)、試験(※4)又は租税の賦課若しくは徴収(※5)に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ(※6)又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (※1) 主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- (※2) 法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (※3) 行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (※4) 人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (※5) 租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (※6) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。
- また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。
- (4) 契約(※1)、交渉(※2)又は争訟(※3)に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(※4)
- (※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第 68 号)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (※4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。
- (5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。
- (6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- 例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。
- (7) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 別添3

### 不開示情報を容易に区分できるかどうかの判断基準

#### 1. 部分開示の基本的な考え方

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に別添2の3に定める情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、開示しなければならない。

#### 2. 部分開示をしなければならない場合

不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならない。特に、電磁的記録に記録された保有個人情報については、その記録媒体の特性等から、容易に区分して除くことができるか否かが問題となることがあり、①用紙に出力したものを閲覧により部分開示する場合には、原本のコピーに黒塗りを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供することが確実な方法と考えられ、また、②機構が保有する汎用受付等システムにより電磁的記録を閲覧させる場合には、原本である電磁的記録を複製して同一のものを作成し、当該複製物の不開示情報について被覆や情報の置換え等を行い、閲覧に供するといった方法を参考に、個別に判断する必要がある。

なお、不開示情報の区分が困難であるか、又は、区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

## 別添4

### 裁量的開示の判断基準

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、機構として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、機構の判断により、開示することができる。

## 保有個人情報の訂正請求に係る審査基準

訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報については、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、保有個人情報の訂正をするか、保有個人情報の訂正をしないかの決定を行う。

### 1. 訂正請求に理由があると認められない場合

- (1) 機構による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
- (2) 機構による調査の結果、請求時に法人文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載する。
- (3) 機構による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、機構において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

### 2. 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

機構による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合(訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。)には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

## 別添6

### 個人情報利用停止の判断基準

#### 1. 基本的な考え方

利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### 2. 利用停止請求の審査

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、以下のとおり、保有個人情報の利用停止をするか、保有個人情報の利用停止をしないかの判断を行う。

#### 3. 利用停止請求に理由があると認められない場合

- (1) 機構による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定(以下「不利用停止決定」という。)を行う。
- (2) 機構による調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

#### 4. 利用停止請求に理由があると認められる場合

機構による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合(利用停止請求に、係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。)には、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない。